

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市二軒屋青年会館改修工事
No	質疑事項		回 答
1	A-12・13・19 外壁撤去範囲が異なりますが、撤去範囲をご指示ください。		外壁撤去新設範囲についてはA-12図のハッチング部分を正とします。 (A-19図が示している範囲については、A-19図の右下に記載の通り耐力壁増設に伴う改修範囲のみを示したものとなっております。)
2			
3			

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp